

○伯耆町空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

平成29年1月18日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(立入調査員証)

第2条 法第9条第4項の身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第1号）とする。

(勧告)

第3条 法第14条第2項の規定による勧告は、空家等の適正管理に関する勧告書（様式第2号）により行うものとする。

(命令に係る事前の通知)

第4条 法第14条第4項の規定による命令に係る事前通知は、空家等の適正管理に関する命令に係る事前通知書（様式第3号）により行うものとする。

(命令)

第5条 法第14条第3項の規定による命令は、空家等の適正管理に関する命令書（様式第4号）により行うものとする。

(公示の方法)

第6条 法第14条第11項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 標識（様式第5号）の設置
- (2) 伯耆町公告式条例（平成17年伯耆町条例第3号）に定める掲示場への掲示
- (3) 町のホームページへの掲載
- (4) その他町長が必要と認める方法

(行政代執行)

第7条 法第14条第9項の規定による行政代執行（以下「代執行」という。）を行う場合の行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定により行う戒告は、戒告書（様式第6号）により行うものとする。

2 前項の戒告を受けた所有者等が、指定の期限までにその義務を履行しないときに、行政代執行法第3条第2項の規定により行う通知は、代執行命令書（様式第7号）により行うものとする。

3 代執行の執行責任者が、行政代執行法第4条の規定により携帯すべき証票は、代執行責

任者証（様式第8号）とする。

- 4 行政代執行法第5条の規定により行う代執行に要した費用に係る納付の命令は、代執行費用納付命令書（様式第9号）により行うものとする。

（調整会議）

第8条 町長は、法の施行に関し、連携した対応及び実効性のある措置を図るため、伯耆町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

- 2 協議会の委員その他協議会の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（表）

第 号
立入調査員証
所 属
職 名
氏 名
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第4項の規定に基づく立入調査をする職員であることを証する。
年 月 日
伯耆町長 ○○ ○○ 印

（裏）

空家等対策の措置に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
第9条（略）
2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

伯耆町長

㊟

空家等の適正管理に関する勧告書

あなたが所有（管理）する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」と認められたため、対策を講ずるよう指導してきたところではありますが、いまだに改善がなされていません。

については、法第14条第2項の規定に基づき、次のとおり周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるよう勧告します。

特定空家等の所在地及び種別	
所有（管理）者等の住所及び氏名	住所
	氏名
勧告の理由	
必要な措置	
履行期限	年 月 日
備考	

注意事項 必要な措置を行ったときは、遅滞なく伯耆町に連絡してください。

履行期限までに正当な理由なく必要な措置を講じなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置を命ずることがあります。

対象となる特定空家等の敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該特例から除外されることとなります。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

伯耆町長

㊟

空家等の適正管理に関する命令に係る事前通知書

あなたが所有（管理）する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」と認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置を講ずるよう勧告しましたが、いまだに当該措置が行われていません。

このまま措置が講じられない場合は、法第14条の第3項の規定に基づき、次のとおり必要な措置を講ずるよう命令することとなります。

なお、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に伯耆町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

特定空家等の所在地及び種別	
所有（管理）者等の住所及び氏名	住所
	氏名
命ずるに至った理由	
必要な措置	
意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先	
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

注意事項 必要な措置を行ったときは、遅滞なく伯耆町に連絡してください。

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

伯耆町長

㊟

空家等の適正管理に関する命令書

あなたが所有（管理）する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」と認められたため、 年 月 日付け 第 号により法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨通知しましたが、いまだに必要な措置が行われず、当該通知に示した提出期限までに意見書の提出がなされませんでした。

については、次のとおり措置を講ずるよう命令します。

特定空家等の所在地及び種別	
所有（管理）者等の住所及び氏名	住所
	氏名
命令の理由	
必要な措置	
履行期限	年 月 日
備考	

注意事項 必要な措置を行ったときは、遅滞なく伯耆町に連絡してください。

本命令に違反した場合は法第16条の第1項の規定に基づき50万円以下の過料に処せられます。

（裏面もご覧ください。）

(教示)

この処分について、不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伯耆町長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取り消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に伯耆町を被告として（訴訟において伯耆町を代表する者は、伯耆町長となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年間を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

伯耆町長

㊟

標 識

次の特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け
第 号により、命ぜられています。

特定空家等の所在地及び種別	
所有（管理）者等の住所及び氏名	住所
	氏名
命令の理由	
必要な措置	
履行期限	年 月 日
備考	

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

伯耆町長

㊟

戒 告 書

あなたが所有（管理）する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項に基づき、 年 月 日付け 第号により必要な措置を講ずるよう命じたところですが、いまだに必要な措置が講じられていません。

つきましては、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定に基づき、必要な措置を講ずるよう、次のとおり戒告します。

なお、履行期限までに必要な措置が講じられないときは、行政代執行法第2条の規定に基づき、伯耆町長が代執行いたします。また、代執行に要した費用は、あなたから徴収します。

所有（管理）者等の住所及び氏名	住所
	氏名
特定空家等の所在地及び種別	
命令の内容	
履行期限	年 月 日
備 考	

（裏面もご覧ください。）

教示

この処分について、不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伯耆町長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取り消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に伯耆町を被告として（訴訟において伯耆町を代表する者は、伯耆町長となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年間を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

伯耆町長

㊟

代執行命令書

あなたが所有（管理）する空家等について、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定に基づき、年 月 日付け 第 号にて年 月 日までに管理不全な状態を改善する措置を講じないときは、代執行をなすべき旨を戒告しましたが、いまだに必要な措置が講じられていません。

つきましては、次のとおり代執行をするので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定に基づき通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行により当該物件又はその他の資材について、損害が発生しても、本町は責任を負わないことを申し添えます。

所有（管理）者等の住所及び氏名	住所
	氏名
特定空家等の所在地及び種別	
代執行の内容	
代執行をする期日	年 月 日
執行責任者	
代執行に要する費用の概算見積額	円 上記金額は見積概算額であり、実際に要した費用の額は後日通知するので、送付された納付書にて納付すること。
備考	

（裏面もご覧ください。）

教示

この処分について、不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伯耆町長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取り消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に伯耆町を被告として（訴訟において伯耆町を代表する者は、伯耆町長となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年間を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第8号（第7条関係）

（表）

第 号	代執行責任者証
写真添付欄	所 属 職 名 氏 名
	上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置 法第14条第9項の規定による執行責任者であるこ とを証する。
	年 月 日 伯耆町長 印

（裏）

空家等対策の措置に関する特別措置法（平成26年法律第127号）	（抜粋）
第14条（以上略）	
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。	
10～15（略）	

様式第9号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

伯耆町長

㊟

代執行費用納付命令書

あなたが所有（管理）する空家等について、年 月 日付け 第 号の代執行命令書により 年 月 日に実施した代執行に要した費用は、次のとおりですので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条の規定により、これを納付するよう命令します。

所有（管理）者等の住所及び氏名	住所
	氏名
特定空家等の所在地及び種別	
代執行費用	円
代執行費用内訳	
納付期限	年 月 日
代執行に要する費用の概算見積額	円 上記金額は見積概算額であり、実際に要した費用の額は後日通知するので、送付された納付書にて納付すること。
備考	

教示

この処分について、不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伯耆町長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取り消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に伯耆町を被告として（訴訟において伯耆町を代表する者は、伯耆町長となります。）提起することができます。なおこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年間を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第7条関係)

様式第8号 (第7条関係)

様式第9号 (第7条関係)